



交環み第9号  
平成25年 5月 8日

大阪府知事  
松井 一郎 様

交野市長 中田 仁公



東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について（回答）

平成25年2月1日付環保第2384号をもって照会のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

## 記

### 1. 総括事項

- (1) 施設の供用及び工事の実施において、周辺への影響が最小限となるよう十分な措置を講じること。
- (2) 事後調査結果に対する意見については十分な説明を行うこと。

### 2. 個別的事項

#### (1) 大気質に関する事項

施設稼動時における関連車両からの大気汚染物質排出量を低減するため、エコドライブに努めること。

#### (2) 地下水に関する事項

事後調査の方針では、周辺井戸の地下水調査は上水道が敷設されるまでとなっているが、準備書の予測結果を検証するために、建設工事終了後についても、観測井と同じ内容で実施すること。

#### (3) 悪臭に関する事項

事後調査の方針では、調査の頻度が年1回（夏季）となっているが、事前調査

と同様に夏季2回の調査を実施すること。

(4) 許認可等に関する事項

事業計画地が形質変更時要届出区域に指定され、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に関する各種届出が必要となることから、関係箇所  
に当該法及び条例を記載すること。

(5) 自然景観に関する事項

事業計画地は、金剛生駒紀泉国定公園内であるため、交野市景観まちづくり条例に基づき、自然景観の配慮を含め協議すること。

(6) 文化財に関する事項

事業計画地の国道 168 号に面する部分は磐船峡の名称で、「大阪府古文化記念物等保存顕彰規則」の名勝に指定されているので、現状変更を行う場合は、必要に応じて交野市教育委員会社会教育課文化財専門職員の立会をさせること。